

## 被災児童生徒就学等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という）は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。以下同じ。）またはその他大規模災害により被災し、経済的理由により就園就学が困難となった幼児、児童または生徒の教育機会の確保に資するため、市町が行う被災児童生徒就学等支援事業に要する経費について、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という）およびこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の内容、補助対象経費および補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第3条 交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

第4条 前条による申請書の提出後に、対象者数の増減等により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、前条に準じて変更後の書類を作成し、別途通知する期日までに提出するものとする。

### (状況報告)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、市町に対し、速やかに状況報告書を求め、またはその状況を調査することができる。

### (実績報告)

第6条 実績報告書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の4月5日までに提出しなければならない。

### (書類の提出)

第7条 この要綱に基づく書類は、知事に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく交付の変更申請、第5条の規定に基づく状況報告、第6条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率
被災児童生徒就学援助事業	市町において行う就学援助事業	学用品費等、学校給食費またはこれに代わる現物給付に係る経費、医療費	東日本大震災 10/10 大規模災害 2/3
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	市町において行う特別支援教育就学奨励事業	<p>① 新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった幼児、児童または生徒特別支援学級等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費</p> <p>② 支弁区分が変更となった世帯の幼児、児童または生徒被災前の支弁区分における、特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費をAとし、被災後の支弁区分における、特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費をBとしたとき、BからAを控除した額</p>	東日本大震災 10/10 大規模災害 2/3

※大規模災害分については、事業毎に1,000円未満を切り捨てる。

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所  
市町長名  
担当者 氏名  
連絡先電話番号

令和 年度被災児童生徒就学等支援事業費補助金交付（変更交付）申請書

令和 年度被災児童生徒就学等支援事業を実施したいので、被災児童生徒就学等支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 交付申請額 円  
(既交付決定済額 円)

【申請額内訳】

	事業に要する経費	交付申請額	既交付申請額	差引増減額	備考
1 ①被災児童生徒就学援助事業（東日本大震災）	円	円	円	円	
1 ②被災児童生徒就学援助事業（大規模災害）	円	円	円	円	
2 ①被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（東日本大震災）	円	円	円	円	
2 ②被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（大規模災害）	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

2 令和 年度被災児童生徒就学援助事業計画書(学用品費等) 《東日本大震災・大規模災害》  
令和 年度被災児童生徒就学援助事業計画書(医療費・学校給食費)  
《東日本大震災・大規模災害》  
令和 年度被災児童生徒等特別支援教育就学奨励費事業計画書  
《東日本大震災・大規模災害》

3 添付資料

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本（別紙1）

別紙 1

令和 年度被災児童生徒就学等支援事業費補助金収支予算書

市町名

年 月 日議決

収 入				支 出	備 考
県補助金	一般歳入	その他	計		

(注) 1 補助事業に係る予算が議決済以外の場合には、議決予定年月日を備考欄に記載すること。

2 市町長は、本票について次のとおり証明又は確約すること。

(1) 議決済の場合

本票は、当該補助事業に係る予算書の抜粋に相違ありません。

(2) 議決未済の場合

本票のとおり当該補助事業に係る予算を確保することを確約します。

(3) 一部議決済、一部議決未済の場合

当該補助に係る予算は、本票のとおり一部議決済みであり、議決未決分についても確保することに相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住所

市町長名

担当者 氏名

連絡先電話番号

別記

第2号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所  
市町長名  
担当者 氏名  
連絡先電話番号

令和 年度被災児童生徒就学等支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け滋教委幼小中第 号により交付決定を受けた補助金に係る補助事業の実績について、被災児童生徒就学等支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び実績額

【事業実施内訳】

	交付決定額	実 績 額
1 ①被災児童生徒就学援助事業（東日本大震災）	円	円
1 ②被災児童生徒就学援助事業（大規模災害）	円	円
2 ①被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（東日本大震災）	円	円
2 ②被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（大規模災害）	円	円
合 計	円	円

- 2 令和 年度被災児童生徒就学援助事業実施報告書(学用品費等)《東日本大震災・大規模災害》  
令和 年度被災児童生徒就学援助事業実施報告書(医療費・学校給食費)  
《東日本大震災・大規模災害》  
令和 年度被災児童生徒等特別支援教育就学奨励費事業実施報告書  
《東日本大震災・大規模災害》

3 添付資料

当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本（別紙2）  
参考資料

別紙 2

令和 年度被災児童生徒就学等支援事業費補助金収支決算書

市町名

収 入				支 出	備 考
県補助金	一般歳入	その他	計		

本票は当該補助事業に係る決算の抜粋に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住所  
市町長名  
担当者 氏名  
連絡先電話番号

## 被災児童生徒就学等支援事業実施要項

### 1 趣旨

東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令127号）第2条第1項および第2項に規定する区域での災害とする。以下同じ。）またはその他大規模災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、激甚災害（本激）に指定される災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。以下同じ。）により被災し、経済的理由により就園就学等が困難となった幼児、児童または生徒の教育機会の確保に資する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町とする。

### 3 事業内容

本事業は、以下の（1）および（2）の内容を実施するものとする。

#### （1）被災児童生徒就学援助事業

①東日本大震災により被災し就学困難と認められる児童生徒または就学予定者の保護者等（以下「保護者等」という。）に必要な就学援助を実施した市町に対して補助を行う事業。事業の内容は、別紙1①のとおり。

②大規模災害により被災し就学困難と認められる児童生徒または就学予定者の保護者等（以下「保護者等」という。）に必要な就学援助を実施した市町に対して補助を行う事業。事業の内容は、別紙1②のとおり。

#### （2）被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

①原子力災害被災地域において被災し、特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校に就学する幼児、児童または生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業。事業の内容は、別紙2①のとおり。

②大規模災害により被災し、特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校に就学する幼児、児童または生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学級等への就学のために必要な援助を実施する事業。事業の内容は、別紙2②のとおり。



#### 4 その他

交付要綱は、別に定める。

##### 附 則

この要項は平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助事業から適用する。

##### 附 則

この要項は平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助事業から適用する。

##### 附 則

この要項は令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助事業から適用する。

##### 附 則

この要項は令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助事業から適用する。

## 別紙1①

### 被災児童生徒就学援助事業（東日本大震災）

#### 1 事業の目的

東日本大震災により被災し就学困難となった児童生徒または就学予定者の保護者等に対して、必要な就学援助を行った市町を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。

#### 2 事業内容

##### (1) 対象事業

市町が、「2（2）対象者」に掲げる者を対象に、「4 対象経費」に掲げる経費について実施する就学援助事業

##### (2) 対象者

以下の要件を全て満たす者。

- ① 東日本大震災に起因して経済的に就学困難な状況になった小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に在籍する児童または中学校（義務教育学校の後期課程および中等教育学校前期課程を含む。）に在籍する生徒または就学予定者（以下「対象者」という。）の保護者であること。
- ② 市町が実施する通常の就学援助事業の認定基準を満たす者であること。  
対象となる児童生徒については、原則として「被災証明書」又は「罹災証明書」により確認すること。また、経済的に就学が困難であることについては、所得証明などにより確認すること。

#### 3 補助限度額・補助率

##### (1) 補助限度額

要保護児童生徒援助費補助金の各事業における予算単価等を踏まえ決定し、別途通知する額。

##### (2) 補助率

10 / 10

#### 4 対象経費

学用品費等、学校給食費またはこれに代わる現物給付に係る経費、医療費

#### 5 留意事項

- (1) 就学予定者が対象となる経費は、新入学児童生徒学用品費等のみである。
- (2) 他の市町村に避難した対象者に対し、避難先の市町が実施する就学援助事業も対象と

する。

- (3) 対象者の受入を行っている市町については対象者の確認を行い、必要な申請等の手続を行うことを原則とする。なお、対象者の住所地（医療費及び学校給食費の場合は学校の所在地）の市町村において、必要な申請等の手続を行う場合には、受け入れを行っている市町に対して連絡を行うこととする。
- (4) 経済的に就学が困難な状況の原因が必ずしも東日本大震災によるものでない場合は、本事業の対象とならないので、必要に応じて、経済的困窮者についての既存の準要保護者に対する就学援助事業を活用すること。
- (5) 他の事業との調整

要保護者に対する就学援助事業について、生活保護法に基づく教育扶助及び生活扶助が支給されている経費は本事業の対象とならない。また、要保護児童生徒援助費補助金に重複して計上することがないように留意すること。

## 別紙1②

### 被災児童生徒就学援助事業（大規模災害）

#### 1 事業の目的

大規模災害（文部科学省が被災者への就学支援等事業に対する支援を行うことと通知したものに限る。以下、同じ。）により被災し就学困難となった児童生徒または就学予定者の保護者等に対して、必要な就学援助を行った市町を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。

#### 2 事業内容

##### (1) 対象事業

市町が、「2（2）対象者」に掲げる者を対象に、「4 対象経費」に掲げる経費について実施する就学援助事業

##### (2) 対象者

以下の要件を全て満たす者。

- ① 大規模災害に起因して経済的に就学困難となった小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に在籍する児童または中学校（義務教育学校の後期課程および中等教育学校前期課程を含む。）に在籍する生徒または就学予定者（以下「対象者」という。）の保護者であること。
- ② 市町が実施する通常の就学援助事業の認定基準を満たす者であること。

対象者の認定においては、大規模災害に起因していることを罹災証明書または被災証明書などにより確認すること。また、経済的に就学が困難であることについては、所得証明書などにより確認すること。

なお、大規模災害発災後の支援初年度または翌年度において、所得証明書等による通常の手続きでは確認が困難である場合には、以下の確認方法を用いて認定すること。

- ・被災により主たる家計維持者が死亡したことが確認できる書類による認定
- ・被災により主たる家計維持者が離職・休職したことが確認できる書類による認定
- ・被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定 など

ただし、支援初年度または翌年度においても、経済的に就学困難な状況かどうかの判断が、所得証明書等により可能となり次第、改めて通常の手続き方法により再度確認すること。

#### 3 補助限度額・補助率等

(1) 補助限度額

要保護児童生徒援助費補助金の各事業における予算単価等を踏まえ決定し、別途通知する額。

(2) 補助率

2 / 3

ただし、事業ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 事業実施期間

大規模災害発災後の支援初年度から3年以内とする。ただし、支援初年度の翌年度以降の補助対象は、滋賀県全体の交付対象経費が1,000万円以上かつ滋賀県内の市町ごとの交付対象経費が100万円以上となる場合に限る。

4 対象経費

要保護児童生徒援助費補助金における対象費目に準じる学用品費等、学校給食費またはこれに代わる現物給付に係る経費、医療費

5 留意事項

(1) 就学予定者が対象となる経費は、新入学児童生徒学用品費等のみである。

(2) 経済的に就学が困難な状況の原因が必ずしも大規模災害によるものと判断できない場合は、本事業の対象外となるため、必要に応じて、市町が実施する通常の就学援助事業を活用すること。

(3) 他の市町村に避難した対象者に対し、避難先の市町が実施する就学援助事業も本事業の対象とする。

(4) 対象者の受入を行っている市町については対象者の確認を行い、必要な申請等の手続を行うことを原則とする。

なお、対象者の住所地(医療費および学校給食費の場合は学校の所在地)の市町村において、必要な申請等の手続を行う場合には、受け入れを行っている市町に対して連絡を行うこととする。

(5) 要保護者に対する就学援助事業について、生活保護法に基づく教育扶助および生活扶助が支給されている経費は本事業の対象とならない。また、要保護児童生徒援助費補助金に重複して計上することがないように留意すること。

## 別紙2①

### 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（東日本大震災）

#### 1 事業の目的

原子力災害被災地域において被災した幼児、児童または生徒（以下「児童等」という。）に対して特別支援就学奨励事業を行った市町を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。

#### 2 事業内容

##### (1) 対象事業

市町が、特別支援学級等に就学する児童等に対して行う特別支援教育就学奨励事業

##### (2) 対象となる児童等

原子力災害被災地域において被災した世帯の児童等で、新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった者及び支弁区分が変更となった世帯の児童等

なお、原子力災害被災地域において被災したことは、次のいずれかの者をいう。

- ・警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者
- ・緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出ていた区域、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難した者

対象となる児童等については、原則として「被災証明書」又は「罹災証明書」により確認すること。また、新たに特別支援教育就学奨励事業の対象になったこと（あるいは、支弁区分が変更となったこと）については下記の方法により確認すること。

- 「罹災証明書」又は「被災証明書」の確認
- 課税証明書及び被災による減免措置を証する書類の確認
- その他、客観的に家計の実態が把握できると市町が認める方法

新たに特別支援教育就学奨励事業の対象になったこと（あるいは、支弁区分が変更となったこと）の状況については、東日本大震災直後の家計の状況と、現在の家計の状況の変化を踏まえつつ、適切に判断願いたい。

#### 3 補助対象経費

##### (1) 新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった児童等

特別支援学級等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費

##### (2) 支弁区分が変更となった世帯の児童等

被災前の支弁区分における特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費をAとし、被災後の支弁区分における、特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費をBとした

とき、BからAを控除した額

#### 4 補助限度額・補助率

##### (1) 補助限度額

年度ごとに定める特別支援教育就学奨励費負担金等の補助限度額については、別途通知する。

##### (2) 補助率

10 / 10

#### 5 留意事項

(1) 被災地の市町村外に避難した児童等に対して、避難先の市町が実施する特別支援教育就学奨励事業も対象事業に含まれること。

(2) 新たに特別支援教育就学奨励事業の対象になったこと（あるいは、支弁区分が変更となったこと）の原因が必ずしも東日本大震災によるものでない場合は、本事業の対象とならないので、必要に応じて、既存の特別支援教育就学奨励費補助金事業を活用すること。

## 別紙2②

### 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業（大規模災害）

#### 1 事業の目的

大規模災害（文部科学省が被災者への就学支援等事業に対する支援を行うことと通知したものに限る。以下、同じ。）により被災した幼児、児童または生徒に対して特別支援就学奨励事業を行った市町を支援することにより、就学機会の確保に資することを目的とする。

#### 2 事業内容

##### （1）対象事業

市町が、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）または中学校（義務教育学校の後期課程および中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学する幼児、児童または生徒の保護者等に対して行う特別支援教育就学奨励事業

##### （2）対象者

大規模災害に起因して経済的に就学困難となった幼児、児童または生徒で、新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった者および大規模災害により支弁区分が変更となった者等。

##### （3）対象経費

###### ① 新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった幼児、児童または生徒

小学校または中学校への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費

###### ③ 支弁区分が変更となった世帯の幼児、児童または生徒

被災前の支弁区分における特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費をAとし、被災後の支弁区分における、特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費をBとしたとき、BからAを控除した額

#### 3 補助限度額・補助率等

##### （1）補助限度額

年度ごとに定める特別支援教育就学奨励費負担金等の補助限度額については、別途通知する。

##### （2）補助率

2/3

ただし、事業ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。



(3) 事業実施期間

大規模災害発災後の支援初年度から3年以内とする。ただし、支援初年度の翌年度以降の補助対象は、滋賀県全体の交付対象経費が1,000万円以上かつ滋賀県内の市町ごとの交付対象経費が100万円以上となる場合に限る。

5 留意事項

(1) 対象者の認定においては、新たに特別支援教育就学奨励事業の対象になったこと（あるいは、支弁区分が変更となったこと）の原因が大規模災害であることを、罹災証明書または被災証明書などにより確認すること。原因が必ずしも大規模災害によるものではない場合は、本事業の対象外となるため、必要に応じて、既存の特別支援教育就学奨励費負担等事業を活用すること。また、新たに特別支援教育就学奨励事業の対象になったこと（あるいは、支弁区分が変更となったこと）の状況については、被災した直前の家計の状況と、現在の家計の状況の変化を確認するなど、適切に判断すること。

(2) 他の市町村に避難した幼児、児童または生徒に対して、避難先の市町が実施する特別支援教育就学奨励事業も本事業の対象とする。

(3) 他の事業との調整

他の国庫補助金等と重複することのないよう取り扱うこと。また、既存の特別支援教育就学奨励費補助金事業に重複して計上することがないよう留意すること。